

徳島県環境審議会環境政策部会 平成17年度第4回会議 会議録

- 1 日時 平成17年11月18日(金)午前10時から11時15分まで
- 2 場所 徳島県庁10階大会議室
- 3 出席者 委員19名中11名が出席
(1号委員:学識経験者、50音順、敬称略)池田早苗委員、池田隆行委員、近藤光男委員、竹内久委員、近森憲助委員、唐渡義伯委員、藤岡幹恭委員、松橋利江委員、森逸子委員、山根和美委員
(2号委員:市町村長又はその指名する職員、敬称略)島田泰子委員
(会長)三好保委員
(事務局)桑村環境局長ほか
- 4 会議次第 (1)開会
(2)議事 徳島県環境学習推進方針のあり方に関する答申案について
(3)閉会

議事概要

事務局】

徳島県環境審議会環境政策部会を開会する。本日の出席は現在11名なので、当部会委員数19名の過半数を超えており、徳島県環境審議会運営規程第7条第3項の規定により、この会が有効に成立していることを報告する。

(以後は部会長が議事を進行)

部会長】

前回の総会で承認いただいた中間とりまとめについて、パブリックコメントを行い、たくさんの意見をいただいている。その意見を参考にしながら、最終答申案をまとめたい。

前回の総会で承認いただいたように、大幅な手直しがなければ、この政策部会で決定したものを会長の下承を得て審議会の答申案とすることになっている。そこで今日は三好会長にも来ていただいております。審議に加わっていただきたいと考えている。

まずパブリックコメントの全体の説明を行ってもらい、次に、いただいた意見の答申案への反映について議論したい。事務局と私とが協議して案を作成し、お配りした資料に反映箇所を赤字で印刷してあるので、各章ごとに検討していきたい。

事務局】 資料1によりパブリックコメントの概要を説明

部会長】

資料2に基づいて審議していきたい。資料2では、寄せられた意見の内容について、方針案を修正す

る必要があるのか、あるいは既に方針案に反映されているのかといったことを「反映状況」という欄に記載している。またその根拠をコメントの欄に記載している。

それでは、第1章と第2章の説明をお願いしたい。

事務局】 資料2 及び答申(案)により説明

委員】

環境教育と環境学習という言葉の問題については、教育というのは、上から教えることで、学習というのは逆に教えられるものが具体的にいろんな活動を行っていくことと理解しているので、ここに示されているように、具体的な注釈を付けるのであれば、問題はないと思う。

世界の動きに関する意見については、特に「持続可能な発展と開発のための教育」という概念は、まだ発展途上だ。議論のあるところだと思うが、修正案では、少なくとも徳島県としてはこういうふうに考えているということをはっきり打ち出しているのだから、これでよいと思う。

環境というものについての概念やイメージは、これまでは自然環境に大きなウエイトが置かれていたが、次第に拡大して人権や平和まで取り込んでいかなければいけないという動きがあるが、そのこと自体は既に了解されていることだと思う。

委員】

環境教育と環境学習という言葉については、主体的に自ら学ぶということを強く出したいという意向があり、あえて環境学習にした。意味としては教育も学習も両方含んでいるのだが、主体的に自ら学んだり活動することの方が重要だという意味合いなので、私はこれでいいと思う。

部会長】

「徳島県の動き」の修正部分は、事実関係なので、とくに議論はないと思う。それでは、答申案の第1章と第2章は、赤字で示した文章に表現を変えるということで、確定することにする。

次に、第3章を説明してほしい。

事務局】 説明

部会長】

意見がなければ、ここまでの部分の答申案を確定したい。次の部分は答申の中心となるところだ。第4章「施策の方向」のうち、「重点分野」までを説明してほしい。

事務局】 説明

【委員】

この部分に関する意見についても、我々が議論してきた基本的な部分に対する批判や反対意見ではなく、表現上の問題や、取り上げる具体的な問題についての意見が多いように思う。本文にどのような内容を書き込むかということについては、できるだけパブリックコメントの意見を取り入れるが、意見のあった全ての問題を取り入れなくてもよいのではないか。

例えば、工場排水のことも記載した方がいいという意見があったが、家庭排水だけを問題にして工場排水を問題にしないのではなく、家庭排水の方が処理が難しく、また人々の環境に対する意識が、まだ自分が家庭から出している排水まで届いていないということを考慮して、こういう表現にしている。

あるいは、環境学習の場の例示として、里地・里山を入れてどうして棚田を入れないのかといった意見もあるかもしれないが、そういうことを考慮していくと、際限なく拡大していくという事情もある。

【委員】

簡略にする必要があるので、この程度でやむを得ないだろう。問題はいくらでもあるので、書いていくときりがないと思う。

【部会長】

他に意見がなければ、この部分の答申案を確定したいと思う。次に「横断的取り組み」の部分の説明してほしい。

【事務局】 説明

【委員】

ごみ問題のところに、例えばより具体的な例としてレジ袋の有料化のなどを記載できないか。

また、保育園や幼稚園のグラウンドの緑化に関する意見は、私達のグループで意見を出し合ったときに出てきたものだ。保育園や幼稚園の園庭の土がむきだしになっていて、風が吹くと強風で土埃が舞い上がって廊下に吹き込んだり、大雨が降ると土が流されて、トラックで土を補充したりしている。草取りにも大変手間がかかっている。そこで、園庭の中に植物を植えてはどうかという話が出た。植物を植えることで、コオロギやバッタなども増えて、子供の動植物に対する愛着をはぐくむこともできるという意見があったが、どうだろうか。

【部会長】

それはむしろ、具体的にどういう政策を採用するかという話であって、学びの方法とは違うのではないか。学んだ結果として、それぞれの場で芝生を植えたりクローバー畑にしたりする話が出てくるかもしれないが、我々はそこに到達する学びの方法を議論している。学んだ結果何をするかは、それぞれの地域の環境や歴史、取り組んでいる方の考え方などにより、決定されることだと思う。

委員】

土埃で汚くなるから何か植えたいというよりは、徳島県で環境学習の方針を出しているのだから、こういうことが必要なんだというように、この方針を材料にして市や県に働きかけることができるかもしれない。

それから、細かいことだが、18ページの「官民協働」という言葉は、何か引っ掛かりを感じるので、もう少し平易な言い方に変えてほしい。

委員】

他の部分では、例えば民間団体・事業者・行政といった書き方をされていて、行政は遠慮して後ろに記載している。官民協働という表現は、やはり官が強い印象を受けるので、工夫した方がいいと思う

部会長】

協働だけでも意味が通じるように思うので、官民を削除することにしたい。

意見がなければ、第4章までについて、今の修正を加えたもので答申案としたい。では残りの部分を説明してほしい。

事務局】 説明**委員】**

率先行動に関する意見は、当然のことといえば当然なので、案のとおり追加した方がいいと思う。

部会長】

意見がなければ、最後の部分も大筋としては中間取りまとめの案を採用し、赤字のところの訂正を加えるということに決定したい。

以上、パブリックコメントにいただいた106件の意見をできるだけ尊重しながら、文言修正をしたい。繰り返しになるが、この政策部会で審議して総会で承認いただいた「徳島環境学びプラン」の中間取りまとめについて、骨子はそのままで今日議論した文言の修正を行い答申することにした。

長い間にわたり、審議にご協力いただいたことに対してお礼を申し上げます。

せっかくの機会なので、事務局から他県の状況を報告してほしい。

事務局】

平成17年度の10月までにおいて、環境保全活動・環境教育推進法に基づいて方針を策定している府県が10県ある。山形、福島、埼玉、愛知、三重、大阪、広島、山口、長崎、鹿児島は10府県だ。四国では、まだない。ただ香川県では、平成12年に環境教育・環境学習基本方針というのを策定し、先進的な取り組みを進めている。

【部会長】

他の県の内容はどうか。

【事務局】

重点的な取り組みについて記載している点が、本県の特徴ということになると思う。分野の特定をしている県は、ほとんどない。その他、あらゆる施策に環境学習の視点を取り入れるということも特徴的であると考えている。

【委員】

パブリックコメントの内容をまとめた資料2のうち、具体的な環境施策に関する意見にはコメントが書かれていないが、これはどういうふうに扱うことにするのか。

【部会長】

これらの意見は、答申案に反映するよりも、むしろ現実の施策の中で反映するものなので、審議会としては県にそのまま伝達したらよいのではないかと。寄せられた意見の内容と対応は、県のホームページに掲載したり、意見を出された方にお送りすることになるので、その中には、審議会としてこういう扱いにしたというコメントを付けて公表したいと思う。文言は事務局に任せたい。

【委員】

環境教育 環境学習というのは、具体的に何らかの形で行動に移す人が出てきたり、状況が変わったりすることで、はじめて成果が出たと言える。単に環境学習だけに終わらないで、徳島県における様々な環境政策を決定するときの姿勢や考え方にまで反映されることを希望したい。その際に必ず問題になるのは、社会の認知だと思う。子どもだけでなく大人も含めて、具体的な行動をしようとする際に、そういう行動が取りやすいような環境づくりが、この方針に則って環境学習を進めることで醸成されることを強く望んでいる。

【部会長】

行政としては、この答申の趣旨を最大限尊重してもらうことになる。システムづくりや人づくりに一生懸命取り組んでもらうということだ。そうすることで、徳島県の環境がよい方向に向かっていくことを、この答申は求めている。

【委員】

パブリックコメントに寄せられた意見の数や内容から見ると、この方針は、県民の方々にも興味のある内容なのだという感想を持った。これから、答申を踏まえて実践していく組織が出てくると思うので、県でしっ

かりバックアップしてほしいと思う。

委員】

審議に加わった感想としては、自分自身への戒めも含めて、やはり知識の習得や理解だけではなく、行動を起こせる人が増えればいいと思う。それから、日頃多忙な大人を巻き込んだ環境学習が進むことを期待したい。この方針が広く周知されることで、環境学習をしようという気運が盛り上がればいいと思う。

委員】

これまでの議論では、特に「場づくり」に重きを置いてきたように思う。週ごとに行われるボランティア活動やアドプト活動といった場の提供には、企業としても非常に力を入れているところだ。これだけやってあげればいいというのではなく、ごみの分別収集の場など、様々な小さな場もある。この方針では、環境について学ぶ「場づくり」について、分かりやすく示すことができているように思う。

委員】

パブリックコメントの内容をまとめた資料2の「その他の意見」として、お褒めの言葉が寄せられているのを見て、嬉しく思っている。環境学習の目的は単に学習することではなく、体験して行動することだ。1回でもそういうことを経験すると、非常に意識が高くなり、次の行動へとつながる。その基本は第3章に書いてある。第3章の内容を理解している人には、第4章は必要ないくらいだ。そういう人は、第4章に書いてあること以外のことも、どんどん実行するようになるのではないか。そういうことが連なってこれからどう広がっていくのか見ていきたいと思う

最後の「推進に向けて」に記載している「点検・評価・見直し」は大変な作業だと思うが、我々が多くのエネルギーを費やして作成したこの方針の成果が現れることは、たいへん大きな喜びなので、一緒にやっていきたいと思う

会長】

貴重な時間を割いて長い間、熱心にご討議いただき、非常に内容の豊かな優れた答申案をつくっていただいたことに感謝申し上げます。

桑村局長】 あいさつ

以上